

## 生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和6年1月17日

生駒市監査委員 東良徳一  
生駒市監査委員 平松亜矢子  
生駒市監査委員 白本和久

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

#### 2 請求書の提出

令和5年11月20日

### 第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件監査請求の要旨は、次のとおりである。

#### 1 請求対象行為

(1) 生駒市長による職務命令により、当時の総務部防災安全課（以下「防災安全課」という。）課長補佐が、遅くとも令和2年8月19日から令和4年1月27日までの期間中に、自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集事務（以下「自衛官等募集事務」という。）に係る支出負担行為を、次のア～エに掲げるとおり行い、また、当時の防災安全課課長補佐が、令和4年12月13日（支出負担行為何書の確認済印不鮮明のため「12月」は推定）から令和5年2月8日までの期間中に、オ～カの自衛官等募集事務に係る支出負担行為を行い、それぞれ支出したこと。

ア 支払日 令和2年9月4日

摘要 近鉄電車駅構内ポスター掲出広告料 支払金額 75,900円

支払先 (株)アド近鉄 奈良支店

イ 支払日 令和3年3月25日

摘要 ハードマスクケース500個 支払金額 46,750円

支払先 サンエス技研(株)

ウ 支払日 令和4年1月25日

摘要 イージーバッグ400セット 支払金額 47,267円

支払先 (株)いなもり

エ 支払日 令和4年2月15日

摘要 ポケットカレンダー3,000枚 支払金額 73,700円

支払先 (株) いなもり

オ 支払日 令和4年12月23日

摘要 近鉄電車駅構内ポスター掲出広告料 支払金額 49,500円

支払先 (株) アド近鉄 奈良支店

カ 支払日 令和5年2月24日

摘要 クリヤーホルダー1,000部 支払金額 84,700円

支払先 (株) いなもり

(2) 生駒市長が、令和4年12月8日に自衛隊奈良地方協力本部から自衛官等の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出について依頼を受け、防災安全課長が令和5年1月30日以降に紙媒体で住民基本台帳上の個人情報（自衛官等の募集対象者の名簿）を自衛隊奈良地方協力本部に提供し、事務経費の支出負担行為が発生しているにもかかわらず同伺書を作成せず、経費を計上していないこと。

## 2 請求対象行為が違法又は不当であることの理由

### (1) 自衛官等募集事務

生駒市は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項及び同法施行令第114条から第120条までの規定により自衛官等募集事務を毎年行っている。

生駒市が令和2年度～令和4年度に行った自衛官等募集事務は次のとおりである。

令和2年度

- ・自衛官等の募集に関し必要となる募集対象情報の提供
- ・募集ポスター掲出広告
- ・啓発品ハードマスクケース500個購入

令和3年度

- ・自衛官等の募集に関し必要となる募集対象情報の提供
- ・啓発品イージーバッグ400枚作成
- ・啓発品ポケットカレンダー3,000枚作成

令和4年度

- ・自衛官等の募集に関し必要となる募集対象情報の提供
- ・募集ポスター掲出広告
- ・啓発品クリヤーホルダー1,000枚作成

### (2) 自衛官等募集事務の法的根拠

自衛隊法第97条第1項には「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とあり、同法施行令第118条には「都道府県知事及び市町村長は、第百十四条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。」とあることから、生駒市において

も自衛官等募集事務を行っている。

自衛官等募集のポスター掲出及び啓発品の作成は、自衛隊法施行令第119条「都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。」とする規定に基づき行われており、自衛官等募集対象情報の提供は、同施行令第120条「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とする規定に基づき行われている。

### (3) 法定受託事務

自衛隊法施行令第162条には「第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務」は、「地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務」とされている。また、自衛隊法第97条第3項には「第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。」とあり、自衛官等募集事務に係る経費は国が負担しなければならない。

また、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第12条第2項においても「防衛省に要する経費」（第3号）は「地方公共団体が処理する権限を有しない事務」とされ、その「事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。」と同条第1項にある。

なお、法定受託事務に係る経費については、地財法第10条の4に規定する地方公共団体が負担する義務を負わない経費と、同法第12条に規定する地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費がある。このうち同法第10条の4は、国政選挙、国勢調査、国民年金、特別児童扶養手当など、専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する経費で、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないと規定されているが、負担する義務を負わないというだけで、地方公共団体が負担してはいけないというものではない。一方、同法第12条は、本件防衛省に要する経費の外、警察庁、海上保安庁、司法、国の機関、教育施設等に要する経費など、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費であるため、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならないと規定しているが、自衛官等募集事務の関係法令には、地方公共団体が負担しなければならないというような定めはなく、地方公共団体の負担を禁止しているので、金額の多寡に関わらず、これは地方公共団体が絶対に負担してはいけない経費である。

### (4) 募集事務地方公共団体委託費

(3)の根拠に基づき、毎年度6月に防衛大臣から生駒市長あてに当該年度の募集事務地方公共団体委託費（以下、「委託費」という。）の配分額の通知がある。令和2年度から令和4年度までの通知日及び配分額は、令和2年度が令和2年6月12日118,000円、令和3年度が令和3年6月28日118,000円、令和4年度が令和4年6月29日118,000円となっている。

(5) 予算の執行

(4) の各年度の通知金額を受けて、(1) の自衛官等募集事務が執行されているが、当該委託費を用いて執行した事務及び金額は次のとおりである。

令和2年度	近鉄電車駅構内ポスター掲出広告料	75,900円
	ハードマスクケース500個	46,750円
	計	122,650円
令和3年度	イージーバッグ400セット	47,267円
	ポケットカレンダー3,000枚	73,700円
	計	120,967円
令和4年度	近鉄電車駅構内ポスター掲出広告料	49,500円
	クリヤーホルダー1,000部	84,700円
	計	134,200円

各年度の合計額は、いずれの年度も委託費の配分額を超えており、その差額(令和2年度4,650円、令和3年度2,967円、令和4年度16,200円)は一般財源からの支出である。

啓発品の数量についても、年度により発注数が異なっているうえ、発注数の根拠も曖昧であり、数量を抑えて配分額内に収めることも可能であったと思われる。必要数が決まっているのであれば、啓発品の単価を抑えることで配分額をオーバーすることは避けられたはずである。

また、自衛官等の募集に関し必要となる募集対象情報の提供については、具体的には住民基本台帳から募集対象となる住民の氏名、住所、性別、生年月日を地域活力創生部デジタル推進課で抽出し、名簿を作成し、プリントアウトした上で防災安全課に渡し、自衛隊奈良地方協力本部が来庁して提供しているとのことである。募集対象の住民基本台帳からの抽出及び名簿のプリントアウトに要した人件費並びに紙代など需用費は経費として計上していない。

(6) 請求対象行為の違法性(自衛隊法第97条第3項及び地財法第12条違反)

ア 令和2年度に当時の防災安全課課長補佐が行った1(1)ア及びイの支出負担行為に対する支払金額122,650円のうち、少なくとも4,650円は生駒市の一般財源から支出されているが、これらは法定受託事務に係る経費は国が負担するとある自衛隊法第97条第3項及び地財法第12条に違反している。

イ 令和3年度に当時の防災安全課課長補佐が行った1(1)ウ及びエの支出負担行為に対する支払金額120,967円のうち、少なくとも2,967円は市の一般財源から支出されているが、これらは法定受託事務に係る経費は国が負担するとある自衛隊法第97条第3項及び地財法第12条に違反している。

ウ 令和4年度に当時の防災安全課課長補佐が行った1(1)オ及びカの支出負担行為に対する支払金額134,200円のうち、少なくとも16,200円は市の一般財源から支出されているが、これらは法定受託事務に係る経費は国が負担するとある自衛隊法第97条第3項及び地財法第12条に違反している。

エ 令和4年度に当時の防災安全課長が行った1(2)の自衛官等の募集に関し必要となる募

集対象者情報の提供に係る事務経費は本来、全額委託費で賄われるべきところ、市はこれを計上していない。これは法定受託事務に係る経費は国が負担するとある自衛隊法第97条第3項及び地財法第12条に違反している。

### 3 生駒市に与えた損害

上記1(1)ア～カの財務会計上の行為中、生駒市が負担している金額の合計23,817円については違法な支出であり生駒市の損害である。

また、上記1(2)に要した経費は、当該事務に従事した職員数や時間は明らかではなく、また、提供した名簿は起案書にも添付されておらず、対象人数及び1ページ当たり何人分記載されていたかも不明である。

そのため、令和5年1月1日現在の生駒市年齢別人口統計表の18歳と22歳の年齢に該当する住民の数を対象人数として用い、損害額を計算した(なお、これには本件の募集の対象外である平成13年1月1日から平成13年4月1日まで及び平成17年1月1日から平成17年4月1日までの出生者が含まれ、対象内の平成14年1月1日から平成14年4月1日まで及び平成18年1月1日から平成18年4月1日までの出生者が含まれていないが、詳細は不明であり、対象年齢の前後でも大きく人口が変わることはなく問題ないと考える。)

1ページ当たり25人分掲載しているとして枚数を計算し、生駒市情報公開条例(平成20年9月生駒市条例第31号)及び生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月生駒市条例第26号)に係る開示の手数料を適用し、1枚当たり10円として損害の金額を計算すると次のようになる。

平成13年4月2日から平成14年4月1日までの出生者

$$1,116人 \times 1 / 25 = 45枚 \quad 45枚 \times 10円 = 450円$$

平成17年4月2日から平成18年4月1日までの出生者

$$1,182人 \times 1 / 25 = 48枚 \quad 48枚 \times 10円 = 480円$$

計 930円

よって、生駒市の損害額は合計24,747円(23,817円+930円)となる。

### 4 監査請求期間の起点

本件請求対象行為のうち、令和2年度及び令和3年度の行為については自治法第242条第2項に規定する請求期間対象外とされるかもしれないが、当該請求対象行為が行われていることは、毎年度の予算書、決算書等にも一切記述がなく、生駒市議会令和5年9月定例会で初めて明らかにされたものである。かかる処理が行われていることは、おそらく監査委員をもってしても知り得なかったと思われる。よって「住民が相当の注意力をもって」しても(平成19年2月14日東京高等裁判所判決)調査しえず、「正当な理由」に当たる。

### 5 求める措置内容

生駒市は、本件請求対象行為を実施した職員に当該行為を行わせた生駒市長に対して、生駒市が被った上記損害額を返還させること。

また、かかる初歩的な過失が起こった原因を解明し、本件事務に限らず同様の事務処理が行わ

れないよう再発防止策を提示させること。

### 第3 監査の実施

#### 1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定により、令和5年12月21日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

#### 2 監査の対象事項

生駒市が、自衛官等募集事務に係る経費について、国からの委託費の配分額を超えて執行したこと並びに自衛官等の募集に関し必要な募集対象者の名簿を提供した際に、別途の支出負担行為伺書を作成せずに全体の業務に必要な経費として執行したことが違法又は不当であるかを監査の対象とした。

#### 3 監査の対象部局及び生駒市の主張

防災安全課を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また令和5年12月21日に総務部長、防災安全課長等から事情聴取を行った。

提出された資料及び事情聴取における生駒市の主張の趣旨は以下のとおりである。

##### (1) 事実の概要

##### ア 自衛官等募集事務の概要

生駒市では、自衛隊法第97条第1項の規定に基づき自衛官等募集事務を行っている。

自衛官等募集事務は、自衛隊法施行令第162条の規定により法定受託事務とされており、事務の内容は、応募資格の調査及び受験票の交付（同施行令第115条）、応募資格の調査の委嘱（同施行令第116条）、試験期日及び試験場の告示等（同施行令第118条）、広報宣伝（同施行令第119条）及び報告又は資料の提出（同施行令第120条）がある。

##### イ 広報宣伝事務の概要

生駒市では、自衛隊法施行令第119条の規定に基づき自衛官等募集の広報宣伝を行っている。当該事務に関する費用として国庫支出金における委託費の交付を受けており、毎年6月頃に防衛大臣から確定通知が届き配分額が決定される。

生駒市では、広報宣伝事務の1つとして、生駒市オリジナルの自衛官等募集啓発品を作成し、配布を行っている。啓発品の作成にあたっては、国からの配分額の範囲内での支出に努めているものの、より幅広く市民への啓発を行うため、当該年度の配分額を踏まえ、最大限の配布数量が確保できるよう、発注する数量を決定している。しかしながら、作成する啓発品によっては、発注ロット数や単価が事業者によって設定されており、配分額以内の支出では必要な数量を十分確保できないことがあり、その際には必要最小限の範囲で市の単独費を支出し、必要な数量を確保せざるを得ない場合がある。

##### ウ 報告又は資料の提出事務の概要

生駒市では、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、募集対象者の情報提供を行っている。毎年度自衛隊奈良地方協力本部から依頼を受け、紙媒体で情報を提供している。プリ

ントアウトに要した紙代については、提供枚数が最大で数十枚であることから、全ての事務で使用する用紙購入費の一部として処理している。当該プリントアウトに要した人件費についても、通常の業務の処理に著しい支障が生じるような事務処理時間が発生しているものではないため、通常業務の範囲内で行っている。

なお、個人情報保護の観点から、提供したリストの控えは取っておらず、過去に提供した枚数は不明である。

#### エ 県内他市の状況

令和4年度における、県内他市（11市）の自衛官等募集事務に関する配分額、支出額及び支出明細について調査を行ったところ、11市のうち7市は生駒市と同様に差額が発生しており、市の単独費により支出している。他の4市は収支均衡としているが、このうち3市は、市の広報掲載費を調整して委託費と同額にしており、本来の広報掲載費と比較すると実質的に市の負担が発生していると考えられることから、11市のうち10市は市の単独費を負担している状況である。

#### オ 生駒市における他の法定受託事務について

生駒市における法定受託事務のうち、中長期在留者住居地届出等事務、国民年金事務及び特別児童扶養手当支給事務は、いずれの事務も国からの委託費の交付金額より当該事務に要した経費が少なければ返還を要するが、要した経費が多い場合でも国からは差額分の交付はないこととなっており、いずれの事務も市の負担が生じている。国民年金事務については全国的に同様な状況であることから、全国都市国民年金協議会から厚生労働大臣宛てに全額交付されるよう要望書が出されている状況である。

#### (2) 自衛隊法に違反しているという主張について

自衛隊法第97条第3項は、「第1項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。」と規定しているが、自らの意思で市費を支出することを禁止する規定はない。また、防衛省に提出する実績報告書には委託費と市町村の支出額を分けて書くこととなっていることから、市町村が費用を負担することを前提とした内容となっている。

また、昭和61年7月24日宇都宮地方裁判所判決（以下「宇都宮地裁判決」という。）において、「地方財政法一〇条の四は地方公共団体が負担する義務を負わない経費として「国会議員の選挙」を挙げ、公職選挙法二六三条は具体的に一七の項目を挙げて国会議員の選挙費用を国庫負担とする旨定めているが、これらの規定の趣旨は国会議員の選挙の執行事務は本来的に国の事務であるからその経費も国が負担することとし、地方公共団体にその負担を転嫁することにより地方財政の自主的かつ健全な運営を阻害することを防止することにより、地方公共団体が独自の判断で自主的に国会議員の選挙に対し公金を支出することまでも禁止するものではない。しかしながら、右のように国会議員の選挙費用はもともと国庫負担とされていることや、地方財政法四条の五が国の地方公共団体に対する割合的寄附等の徴収を禁止し、地方財政再建促進特別措置法二四条二項が地方公共団体の国等に対する寄附金等の支出を原則として当分の間禁止して、地方財政の健全性を確保しようとしている趣旨、更に地方財政法四条一項が「地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを

支出してはならない。」と定めていること等に鑑みると、地方公共団体は国会議員の選挙に対して全く無制限に支出できるものではなく、選挙事務の執行に必要であり、かつ、国庫負担の原則や当該地方公共団体の財政基盤等からみて著しく不相当でないと認められる範囲内でその支出をなしうるものと解するのが相当である。」と判断され、同判決が最高裁で確定していることから、本件においても地方公共団体が独自の判断でその費用を支出することは違法ではない。また、その支出の範囲は3か年の総額で23,817円であり、生駒市の財政基盤等からみて不相当でないと認められる範囲内である。

昨今の社会情勢による国防の重要性や、災害時の自衛隊による支援の重要性を鑑みると、自衛隊と連携を深め、自衛官等募集に関して協力することは市町村自体にも有益である。

#### (3) 地財法に違反しているという主張について

地財法第10条の4では「専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。」と規定されている。また、同法第12条では「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。」と規定されているが、地方公共団体が負担することまでを禁止するものではない。これに関しても、宇都宮地裁判決が最高裁で確定していることから、地方公共団体が独自の判断でその費用を支出することは違法ではない。

また、中長期在留者住居地届出等事務、国民年金事務及び特別児童扶養手当支給事務それぞれにおいて、政令や要綱において交付額の上限が設定されていることから、上限額を超えた支出額において、市町村が負担せざるを得ない状況となっている。これらはいわゆる超過負担問題として全国的に取り上げられている問題であり、法定受託事務全体における問題となっている。

#### (4) 広報宣伝事務について

広報宣伝事務については国からの配分額を最大限有効に活用し、効果的な広報が行えるよう努めている。

啓発品の決定については、配分額と必要数量を基準とし、その年度の企画目標に沿った商品を選定している。各年度の啓発に要する数量と商品の発注単位の関係上、必要最小限の市の超過負担が発生しているが、これはロット単位で配分額に最も近い金額とした場合の超過額について支出しているものである。

令和2年度は、防衛大学の受験受付期間に合わせ7月に近鉄電車駅構内にポスター掲出を行った。また、コロナ禍により人々が多く集まる催事での募集広報は行えなかったため、自衛隊と協議し自衛官等募集説明会で啓発品を配布する方針を定め、想定参加者数を算定したところ約500人であった。啓発品については、配分額残額に近い金額で、必要数量を確保できる商品を絞り込み、当時関心の高かった感染対策用品としてハードマスクケースに決定した。購入金額は46,750円となり、4,650円の差額が発生したが、ハードマスクケース作成は100個単位であることから、必要数量を確保するため差額を市費で負担することとした。

令和3年度は、7月に近鉄電車駅構内にポスターを掲出する予定であったが、同時期に奈良県がポスターを掲出したため生駒市ではポスターの掲出を行わなかった。また、コロナ禍の収

東が見えない状況で、自衛官等募集対象者への直接的な広報活動を行う機会が少なくなったため、直接配布用のイージーバッグは奈良県防災フェアで配布する400セットのみとした。直接配布に代わる広報宣伝方法として、多くの人々の目の触れる場所に啓発品を置き、持ち帰り自由とするフリーペーパー方式の配布を行うことになった。自衛隊では、先行して、市内の公共施設やコンビニに啓発品の設置を行っていたため、その実績を基に1月から3月の3か月に配布するための必要個数を算定したところ、約3,000個であった。啓発品については、配分額残額に近い金額で、必要数量を確保できる商品を絞り込み、ポケットカレンダーに決定したが、支払金額が73,700円となり、2,967円の差額が発生した。ポケットカレンダーは作成単位が500枚単位であることから、必要数量を確保するため差額を市費で負担することとした。

令和4年度は、自衛官等募集に係る記事の広報掲載時期に合わせ、11月に近鉄電車駅構内にポスター掲出を行った。また、コロナ収束の兆しも見え、人々の動きが活発になりイベント再開の目途も立ち始めた。啓発品の配布については、奈良県防災講演会が本市内の会場で実施されることや、春の交通安全イベントに自衛隊の参加を依頼したことから、想定される来場者数を基に必要個数を算定したところ、約1,000個であった。啓発品については、配分額残額に近い金額で、必要数量を確保できる商品を絞り込み、クリアーホルダーを作成することに決定した。クリアーホルダーは両面カラー印刷の特注品で、カタログ掲載品とは異なるものであり、ロットが1,000枚単位の発注であったため、1,000枚で84,700円となり、16,200円の差額が発生したが、必要数量を確保するため差額を市費で負担することとした。

なお、委託費について、毎年度10月中旬ごろに追加配分要望に係る通知があり、11月上旬を期限に申出が求められるが、各年度とも当該期限後に実施する啓発事業に使用するための物品の発注を行ったことから、啓発経費を申出期限までに確定することができなかつたため追加の申出を行うことができなかった。

#### 第4 監査の結果

##### 主文

本件請求を棄却する。

##### 事実及び判断理由

###### 1 事実関係の確認

本件監査請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述内容、関係職員の事情聴取、防災安全課から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

###### (1) 自衛官等募集事務に係る規定

自衛隊法第97条第1項の規定では、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」こととなっている。

自衛隊法施行令第118条では、「都道府県知事及び市町村長は、第114条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。」と規定しており、これに基づき生駒市は自衛官等募集事務を行っている。

自衛隊法施行令第119条では、「都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。」と規定しており、これに基づき生駒市は自衛官等の募集に関する広報宣伝を行っている。

自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定しており、生駒市は、自衛隊から提出を求められた際に、自衛官等の募集対象者名簿の提供を行っている。

また、自衛隊法施行令第162条の規定により、自衛官等募集事務については自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされている。

## (2) 自衛官等募集事務に要する経費の負担に関する規定

自衛隊法第97条第3項では、「第1項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。」と規定している。

また、地財法では、以下のとおり規定している。

第10条の4 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 一 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
- 三 検疫に要する経費
- 四 医薬品の検定に要する経費
- 五 あへんの取締に要する経費（第十条第八号に係るものを除く。）
- 六 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
- 七 土地の農業上の利用関係の調整に要する経費
- 八 未引揚邦人の調査に要する経費

第12条 地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。

2 前項の経費は、次に掲げるようなものとする。

- 一 国の機関の設置、維持及び運営に要する経費
- 二 警察庁に要する経費
- 三 防衛省に要する経費
- 四 海上保安庁に要する経費
- 五 司法及び行刑に要する経費

## 六 国の教育施設及び研究施設に要する経費

### (3) 広報宣伝事務に関する支出

本件監査請求において対象となっている、自衛官等募集事務のうち広報宣伝事務に関する支出は次表のとおりとなっている（以下、下記ア、イの支出を「本件令和2年度支出」、下記ウ、エの支出を「本件令和3年度支出」、下記オ、カの支出を「本件令和4年度支出」といい、これらを併せて「本件支出」という。）。

	支出負担行為起票日	支払日	金額	内容
ア	令和2年6月17日	令和2年9月4日	75,900円	近鉄電車駅構内ポスター掲出
イ	令和3年2月10日	令和3年3月25日	46,750円	ハードマスクケース500個
ウ	令和3年9月13日	令和4年1月25日	47,267円	イーザーバッグ400セット
エ	令和3年12月2日	令和4年2月15日	73,700円	ポケットカレンダー3,000枚
オ	令和4年10月20日	令和4年12月23日	49,500円	近鉄電車駅構内ポスター掲出
カ	令和4年12月23日	令和5年2月24日	84,700円	A4クリヤーホルダー1,000部

### (4) 自衛官等の募集に関する資料の提出

自衛隊法施行令第120条の規定に基づく資料の提供として、自衛官等の募集に関し必要となる募集対象者情報について、令和4年12月8日に自衛隊奈良地方協力本部長から依頼があり、生駒市は令和5年1月31日付けで募集対象者情報を提供した。この際に、生駒市は紙媒体で当該情報を提供しているが、個人情報のため控えを保存しておらず、提供枚数は最大で数十枚であるが正確な枚数は不明とのことである。なお、当該情報提供に要した紙代については全ての事務で使用する用紙購入費の一部として処理しており、人件費についても通常業務の範囲内で行っているとのことである。

### (5) 国からの委託費の配分

自衛官等募集事務については、上記のとおり法定受託事務であることから、国から委託費の配分を受けている。毎年度6月に防衛大臣から生駒市長あてに配分額についての通知がある。

また、委託費について年度途中で追加を要望する場合は、11月上旬までに国に要望することとなっており、11月上旬までに不用額として国に返納された委託費によって再配分が可能である場合に、国から追加配分されることとなっている。

令和2年度から令和4年度までの委託費の配分額及び防衛大臣からの通知日は次表のとおりである（以下、令和2年度の委託費を「本件令和2年度委託費」、令和3年度の委託費を「本件令和3年度委託費」、令和4年度の委託費を「本件令和4年度委託費」といい、これらを併せて「本件委託費」という。）。

年度	通知日	配分額
令和2年度	令和2年6月12日	118,000円
令和3年度	令和3年6月28日	118,000円
令和4年度	令和4年6月29日	118,000円

## 2 判断理由

### (1) 監査請求期間

自治法第242条第2項の規定により、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査しても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができなかつた場合は、当該住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている（平成14年9月12日最高裁判所判決）。

請求対象行為のうち、上記、第21(1)ア～エの行為については、当該行為があった日から1年を経過した後に監査請求がなされている。このことについて、請求人は、当該請求対象行為が行われていることは、毎年度の予算書、決算書等にも一切記述がなく、生駒市議会令和5年9月定例会で初めて明らかにされたものであり、正当な理由があると主張する。

第21(1)ア～エの行為については、毎年度の予算書、決算書等に具体的な記載はなく、令和5年9月8日付け生駒市議会議長による生駒市長宛議案審査に係る資料の提供依頼に基づき、同月15日に生駒市長から自衛官募集に係る事務の歳入歳出の内訳が開示されるまで、自衛官募集に係る事務の歳出の金額や国庫支出金の歳入の金額は明らかではなく、情報公開条例に基づく開示請求をすべき手がかりがあつたなどの特段の事情もないことから、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査しても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができなかつた場合に当たる。そして、本件監査請求は、当該住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から約2か月後の令和5年11月20日にされたものであるから、相当な期間内に監査請求をしたものといえ、正当な理由があるものといえる。

### (2) 各年度において本件委託費の配分額を超えて本件支出をしたことは違法又は不当か

#### ア 自衛官等募集事務の経費負担について

自衛官等募集事務は、自衛隊法第97条第1項に基づく事務で、自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務である（自衛隊法施行令第118条～第120条、第162条）。そして、地財法第10条の4において、専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する経費については、地方公共団体は負担する義務を負わないとされ、同条第1号～第8号にその事務が例示列举されているところ、自衛官等募集事務は、専ら国の利害に関係のある事務に該当するため、同条の対象に該当する。

請求人は、自衛官等募集事務については、地財法第12条第2項第3号の防衛省に要する経費に該当し、同法第12条の適用対象となる旨主張するが、同法第12条は、地方公共団体が処理する権限を有しない事務について規定したものであるところ、上記のとおり、自衛官等募集事務は法定受託事務として、地方公共団体が処理する権限を有する事務であるから、地財法第12条の対象ではない。

そして、地財法第18条において、国の負担金等支出金の額は、地方公共団体が当該事務を行うために必要かつ十分な金額を基礎としてこれを算定しなければならないとされ、自衛官等募集事務の経費については、自衛隊法第97条第3項において、国庫の負担とされている。

地財法第10条の4及び自衛隊法第97条第3項によれば、自衛官等募集に係る経費は、国庫の負担とされ、地方公共団体は負担義務を負わないとされるが、これらの規定の趣旨は、自衛官等募集事務は本来的に国の事務であるからその経費も国が負担することとし、地方公共団体にその負担を転嫁することにより地方財政の自主的かつ健全な運営を阻害することを防止することにあるものであり、地方公共団体が独自の判断で自主的に公金を支出することを禁止するものではない。もっとも、地財法第4条第1項において、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないと規定していることからすれば、地方公共団体は、自衛官等募集事務に対して全く無制限に支出できるものではなく、その執行に必要であり、かつ、国庫負担の原則や地方公共団体の財政基盤等からみて著しく不相当でないと認められる範囲内でその支出をなすものとして解される（宇都宮地裁判決参照）。

#### イ 本件支出について

本件支出については、本件令和2年度支出は本件令和2年度委託費を4,650円超過し、本件令和3年度支出は本件令和3年度委託費を2,967円超過し、本件令和4年度支出は本件令和4年度委託費を16,200円超過しているところ、それぞれの執行内容については、効果的な広報が行えるよう、啓発機会、発注単位等との兼ね合いで支出対象と必要数量を決定したとのことで必要性は認められ、本件委託費に対する超過金額の割合は一番大きな令和4年度でも約14%に過ぎないものであり、超過金額も多くなく、国庫負担の原則や生駒市の財政基盤等からみて、著しく不相当ではないと認められる。

したがって、本件支出は、いずれも、生駒市の独自の判断で支出することができるものであり、違法又は不当とは認められない。

#### (3) 令和4年度自衛官等募集に関し、別途の支出負担行為伺書を作成せずに全体の業務に必要な経費として執行したことは違法又は不当か

請求人は、自衛官等募集に関して名簿を作成、プリントアウトして自衛隊に提供するために必要となる人件費及び紙代などを、別途の支出負担行為伺書を作成せずに全体の業務に必要な経費として執行したことが、自衛隊法第97条第3項及び地財法第12条に違反し、違法又は不当であると主張する。

自衛隊法施行令第120条において、防衛大臣は、自衛官等募集に関し必要があるときは、市長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるとされ、当該規定に基づく依頼を受けて、生駒市は自衛隊に対し、自衛官等募集対象者の名簿をプリントアウトし、紙媒体で交付している。そして、当該紙代は、最大で数十枚程度であるため、全ての事務で使用する用紙購入費の一部として処理し、当該プリントアウトに要した人件費についても、通常業務に著しい支障が生じるような時間を要するものではないため、通常業務の範囲内として処理している。

以上のとおり、生駒市においては、名簿提供に係る紙代及び人件費などの経費を全体の業務に必要な経費として支出負担行為伺書を作成し処理しているものであるところ、想定される当

該用紙の枚数、要する業務量に鑑みても、別途の支出負担行為伺書を作成すべきとまでは認められず、支出負担行為は適法になされているものであるから、特に違法又は不当があるとは認められない。

また、自衛官等募集のための名簿提供に係る経費相当額の支出が、国から配分される委託費を超過していることが違法又は不当であるかどうかについては、上記（２）アと同様に考えられるところ、請求人が主張する令和４年度用の紙代は９３０円であり、仮に、当該金額を本件令和４年度支出に加算したとしても、本件令和４年度委託費から超過する金額は、１７，１３０円で、超過金額の委託費に対する割合は、約１５パーセントに過ぎず、超過金額も多くなく、国庫負担の原則や生駒市の財政基盤等からみて、著しく不相当ではないと認められる。

したがって、令和４年度自衛官等募集に関する名簿提供に係る経費の処理、執行は、いずれも、違法又は不当とは認められない。

#### （４）まとめ

したがって、請求対象行為については、いずれも違法又は不当とは認められない。

以上の理由により、本件住民監査請求は主文のとおり決定することと判断した。

以上